

保育所等の臨時休園（所）に伴う医療従事者等の子どもの代替保育事業について

第1 新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園に伴う代替保育事業について

1 目的

この事業は、市内で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等を確保することから、医療従事者等の子どもの預かりが必要な家庭への対応として実施するものです。

利用している保育所等が、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園又はクラス閉鎖をした場合、代替保育を実施します。

2 対象者

保育所等に入所している就学前児童と一緒に生活する保護者（父及び母）が医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技師、薬剤師、保健所職員等）等であり、次のいずれかに該当する場合で、利用要件を満たし事前登録をした方。

- (1)酒田市、三川町、庄内町および遊佐町に在住し、酒田市内の保育所等に入所している児童
- (2)酒田市に住所を有し、本市以外の保育所等に入所している児童

3 利用条件 ◎次のすべてに該当する場合

- (1)利用を希望する児童が保健所より健康観察等の指示を受けていない場合
- (2)利用を希望する児童がPCR検査等を受け、陰性が確認されている場合

4 代替受入施設 ◎利用の申し込み状況により、①～④の中から受入れ施設を決定します。

施設名	定員	住所	電話番号
① 酒田子育て支援センター ※1	1日当たり 各施設	酒田市住吉町10-25 (松陵保育園内)	0234-33-2439
② 平田子育て支援センター	5名以内	酒田市飛鳥字堂之後75 (平田保育園内)	0234-61-7228
③ 八幡子育て支援センター		酒田市麓字上川原35 (八幡保育園内)	0234-28-8032
④ 松山子育て支援センター		酒田市山田20-1 (松山保育園内)	0234-61-4821

※1 令和3年4月1日からは、みなと保育園内（酒田市亀ヶ崎6-10-1）に移転します。

5 利用可能日時

入所する保育施設等が臨時休園やクラス閉鎖を行う期間で、日曜、祝日、年末年始を除く、午前7時から午後7時までの間で、保育を必要とする時間。

6 送迎

利用申込書に記載している保護者等による送迎をお願いします。

酒田子育て支援センター（松陵保育園内）はスクールゾーン内にあるため、午前7時30分から午前8時30分までの間は通行許可証が必要です。送迎の際は必ず携帯してください。通行許可証がない場合は松陵コミュニティセンター敷地内に駐車し、酒田子育て支援センターへお連れ下さい。

7 利用料

利用料は無料です。ただし、臨時休園等による保育料の免除はありません。

※昼食の提供はありませんので各自ご準備ください。

8 利用手続き

(1)利用登録（年度ごとに登録が必要です。）

利用には、あらかじめ利用登録が必要となります。「臨時休園代替保育利用登録（変更）申請書」をご提出ください。

①申込期間 令和3年2月1日（月）から（閉庁日を除く）

②申込場所 酒田市子育て支援課 午前8時30分から午後5時15分まで

郵送での申請も受付いたします。【〒998-8540 酒田市本町2丁目2-45】

※「臨時休園代替保育利用登録（変更）申請書」は、酒田市子育て支援課または酒田市ホームページからお取り寄せください。

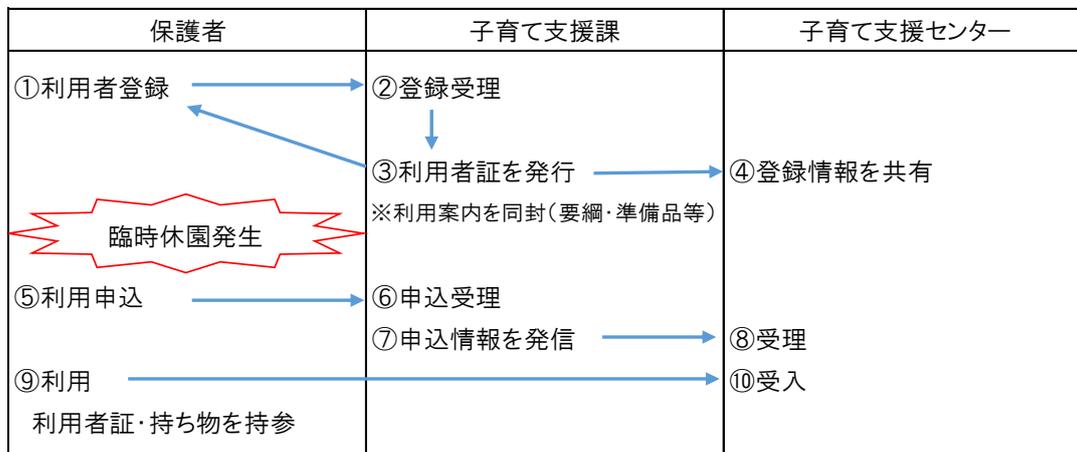
(2)利用の承認等

利用登録申請書の内容を審査し、「代替保育利用者証」または「代替保育利用者証不交付通知」を保護者に通知します。

(3)利用申込

代替保育の利用を希望する場合は、利用の前日までに「臨時休園代替保育利用申込書」を酒田市子育て支援課へ提出ください。

利用は先着順となりますが、定員に達した場合は、お断りする場合がございます。また、利用にあたっては、酒田市在住の登録児童が優先されます。



第2 新型コロナウイルス感染症による学童保育所の臨時休所に伴う代替学童保育事業について

1 目的

この事業は、市内で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等を確保する必要があることから、医療従事者等の子どもの預かりが必要な家庭への対応として実施するものです。

利用している学童保育所が新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休所又は学級閉鎖をした場合、代替学童保育を実施します。

2 対象者

酒田市放課後児童健全育成事業委託要綱の基づき運営されている学童保育所を利用している児童と一緒に生活する保護者（父及び母）が医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技師、薬剤師、保健所職員等）等であり、利用要件を満たし事前登録をした方。

3 利用条件

◎次のすべてに該当する場合

- (1)利用を希望する児童が保健所より健康観察等の指示を受けていない場合
- (2)利用を希望する児童がPCR検査等を受け、陰性が確認されている場合

4 代替受入施設

施設名	利用定員	住所	電話番号
児童センター（サロン1）	10名以内	酒田市中町3-4-5 （交流ひろば内）	0234-26-5613

5 利用可能日時

利用する学童保育施設が臨時休所や学年閉鎖を行う期間で、日曜、祝日、年末年始を除く、午前8時から午後6時30分までの間で保育を必要とする時間。

6 送迎

利用申込書に記載している保護者等による送迎をお願いします。
児童センターの開所時間は、午前8時からです。

7 利用料

利用料は無料です。
※昼食の提供はありませんので各自ご準備ください。

8 利用手続き

(1)利用登録

利用には、あらかじめ利用登録が必要となります。「臨時休所代替学童保育利用登録（変更）申請書」をご提出ください。

①申込期間 令和3年2月1日（月）から（閉庁日を除く）

②申込場所 酒田市子育て支援課 午前8時30分から午後5時15分まで

郵送での申請も受付いたします。【〒998-8540 酒田市本町2丁目2-45】

※「臨時休所代替学童保育利用登録（変更）申請書」は、酒田市子育て支援課または酒田市ホームページからお取り寄せください。

※年度ごとに登録が必要です。

(2)利用の承認等

臨時休所代替学童利用登録申請書の内容を審査し、「代替学童保育利用者証」または「代替学童保育利用者証不交付通知」を保護者に通知します。

(3)利用申込

代替学童保育の利用を希望する場合は、利用の前日までに「臨時休所代替学童保育利用申込書」を酒田市子育て支援課へ提出ください。

利用は先着順となりますが、定員に達した場合は、お断りする場合がございます。

